

## 田辺元の国家論と同時代の国家論

—国家法人説、国家有機体説、国体国家論との比較—

岩井 洋子（本学社会学研究科）

田辺元は昭和9年の「社会存在の論理」を端緒に、以後、一連の「種の論理」を発表した。この論文の動機は国家の個人に対する強制力の根拠を糺し、その合理的根拠を求めることにあった。田辺はここで、強制力を自由に転じることができるのか、如何にして個人が国家建設に能動的に参加しうるかを問うた。そして、彼の主意は閉じられた民族的社会（種的基体）を開かれた類的国家に高めることであった。当時、世界は第一次大戦後の処理、恐慌の影響を受け混乱していた。列強はその利益を追求し、覇権主義的態度に出ていた。日本もその強大化を図り、満州を手がかりに中国への侵略を本格化させようとしていた。一方、日本国内では暗殺事件、クーデター未遂が頻発していた。かかる混迷の時代にあつて、田辺は哲学の一つの使命として、国家の理性化を企図する。すなわち、各民族が国民という理性的個体を媒介として、民族的でありながら各個を通じての普遍的な開かれた国家（人類的国家）を田辺は構想した。それは、行為的弁証法に基づいた新たな「社会存在論」でもある。

当時、田辺が対峙する国家論が、大別すると二つあった。一つはドイツ国家学の系譜をひくイエリネックの国家論である。イエリネックは法学、社会学、政治学を総合した国家論を主張したが、これは一般国家学と呼ばれた。それはこの時代、普遍性を有する国家論と評価された。田辺にはこの国家論を前提に、これとは異なる視点の国家論を提示しようとする意図がある。

もう一つは、国体国家論である。当時、天皇、皇祖に関わる神話を中心にすえた国体国家論が幅を利かせていた。この国体論は美濃部の天皇機関説が国禁学説となってからは国定学説として、誰も異論を唱えることはできなかった。田辺はこの国体論には批判的であり、彼にはこれにかわる国家論を提示する狙いがあった。

本報告では、先ず国体国家論に影響を与えたギールケ<sup>1</sup>の国家論について、次いで天皇機関説に影響を与えたイエリネックの国家論について、さらには代表的な国体論者として筧克彦の国家論について順次報告する。そして、最後にそれらの国家論と田辺の国家論との比較を行なう。思うに、田辺の論は従来の評価とは異なり、当時の国体国家論に対する鋭いアンチテーゼを投げかけるものであった。同時にドイツ国家学に追随する我国の国家論に反省を促すものであった。田辺はこうした視点から、哲学者の立場に立ち、新しい国家論を模索していた。報告では、このような田辺の態度を論証してゆきたいと考える。

<sup>1</sup> Otto Friedrich von Gierke 主著として、『ドイツ団体法論』全4巻 *Das Deutsche Genossenschaftsrecht* *afrecht* (1868~1913)、『ドイツ私法論』全3巻 *Deutsche Privatrecht* (1895~1917)。憲法学者の筧克彦 (1872 - 1961) はギールケに師事してドイツで学んでいる。